

◎新潟県教育委員会告示第15号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項に基づく届出により、令和2年10月30日に次のとおり施設の所在地を変更登録した。

令和2年11月17日

新潟県教育委員会教育長 稲 荷 善 之

設置者の名称及び住所	上越市
施設の名称	小林古径記念美術館
施設の所在地	上越市本城町7番1号 【変更前】 上越市本城町7番7号
登録番号	新潟県第35号
博物館の変更年月日	令和2年10月3日